

平成31（2019）年度 四條畷学園大学 入試概要

| 入試種別 | 学部 | 日程 | 方式 | 選考内容 | 判定方法 | 出願資格 |
|---------------|--|-----------------------|----|--|---------------------------------------|--|
| AO入試 | リハビリテーション学部 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ●面接（個人面接 15分 100点） ●小論文（800字以内 50分 100点） | 小論文と面接の総合成績で判定【計200点】 | <p>次の1から3のいずれかに該当し、4の条件を満たす者で、本学を専願とする者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月に卒業見込みの者。 2.通常の課程による12年の学校教育を修了した者および平成31年3月に修了見込みの者。 3.学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および平成31年3月31日までにこれに該当する見込みの者。 4.本学のアドミッションポリシーを十分に理解し、志望専攻に関する勉学に強い意欲と情熱を持っている者で、合格後、本学で実施する入学前教育に参加できる者（必須）。入学前教育は、来学しての受講（1～2回程度）に加えて、本学のWEB学習システム等を用いての学習を含みます。 <p>※健康面で不安がある場合には事前にご相談ください。</p> |
| 公募推薦入試 | リハビリテーション学部 | A日程 (1日目) (2日目) | 1型 | <ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値×10（50点） ●国語・英語・数学 のいずれか2教科選択（各100点 計200点） | 2日間のすべての判定方式を一律得点配列し、得点順で判定【計250点】 | <p>次の1から4の全ての条件を満たし、出身学校長が推薦した者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本学のアドミッションポリシーを十分に理解している者。 2.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月に卒業見込みの者。 3.合格後、本学で実施する入学前教育に参加できる者（必須）。入学前教育は、来学しての受講（1～2回程度）に加えて、本学のWEB学習システム等を用いての学習を含みます。 4.調査書が提出できる者(高等学校卒業後5年を経過し、調査書の作成が不可能な場合は「卒業証明書」と「成績証明書」)。 <p>※健康面で不安がある場合には事前にご相談ください。</p> |
| | | B日程 (1日目) (2日目) | 2型 | <ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値×10（50点） ●国語・英語・数学 のいずれか1教科選択（100点） ●小論文（100点） | | |
| 1型 + 2型 | <ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値×10（50点） ●国語・英語・数学 のいずれか2教科選択（各100点 計200点）と 小論文（100点） 3教科中の上位2教科 計200点 | | | | | |
| 看護学部 | 看護学部 | A日程 B日程 | 専願 | <ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値×10（50点） ●基礎学力テスト（200点） 英語（100点） 国語・数学 のいずれか1教科選択（100点） | 評定平均値と基礎学力テストの合計点で判定（受験方式別に判定）【計250点】 | <p>次の1から3の全ての条件を満たし、出身学校長が推薦した者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本学のアドミッションポリシーを十分に理解し、本学を専願とする者。 2.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月に卒業見込みの者。 3.調査書が提出できる者(高等学校卒業後5年を経過し、調査書の作成が不可能な場合は「卒業証明書」と「成績証明書」)。 |
| | | | 併願 | <p>次の1から3の全ての条件を満たし、出身学校長が推薦した者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本学のアドミッションポリシーを十分に理解している者。 2.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月に卒業見込みの者。 3.調査書が提出できる者(高等学校卒業後5年を経過し、調査書の作成が不可能な場合は「卒業証明書」と「成績証明書」)。 | | |
| 社会人入試 | リハビリテーション学部 | - | 1型 | <ul style="list-style-type: none"> ・面接（個人面接 10分程度 100点） ・小論文（800字以内 50分 100点） 計200点 | すべての判定方式を一律得点配列し、得点順に判定 | <p>平成31年3月31日現在において、21歳以上、2年以上の社会経験(家事等含む)を有する者で、次の1から3のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.高等学校および中等教育学校を卒業した者および平成31年3月に卒業見込みの者。 2.通常の課程による12年の学校教育を修了した者および平成31年3月に修了見込みの者。 3.学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および平成31年3月31日までにこれに該当する見込みの者。 |
| | | | 2型 | <ul style="list-style-type: none"> ・小論文（800字以内 50分 100点） ・評定平均値×20（100点） 計200点 | | |
| 1型 + 2型 | <ul style="list-style-type: none"> ・面接（個人面接 10分程度 100点） ・小論文（800字以内 50分 100点） ・評定平均値×20（100点） 上位2科目 計200点 | | | | | |
| | 看護学部 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・小論文（800字以内 50分） ・面接（10分程度） | 小論文および面接の総合成績で判定 | |

平成31（2019）年度 四條畷学園大学 入試概要

| 入試種別 | 学部 | 日程 | 方式 | 選考内容 | 判定方法 | 出願資格 |
|--------------------|---------------------|----|----|--|----------------------|--|
| 四條畷学園大学 同窓会特別入試 | リハビリ テーション 学部 | - | - | ・面接（個人面接 10分程度 100点） ・小論文（800字以内 50分 100点） 計200点 | 小論文と面接の総合成績 で判定 | 次の1から4の全ての条件を満たす者。 1.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月卒業見込みの者（四條畷学園高等学校3年生は対象外）。 2.本学のアドミッションポリシーを十分に理解し、本学を専願とする者。 3.合格後、本学で実施する入学前教育に参加できる者（必須）。 入学前教育は、来学しての受講（1～2回程度）に加えて、本学のWEB学習システム「なわてドリル」等を用いての学習を含みます。 4.次のア、イのいずれかに該当する者。（注1） ア.四條畷学園の「小学校」「中学校」「高等学校」「短期大学(平成31年3月卒業見込みの者を含む)」（注2）のいずれかを卒業した者。 イ.受験者本人の2親等以内の血族（注3）が、四條畷学園の「小学校」「中学校」「高等学校」「短期大学」「大学」（注2）のいずれかを卒業した者。または2親等以内の血族が四條畷学園大学に在学している者。 （注1）出願資格に該当する者の情報を入学願書下部の同窓会特別入試欄へ記入してください。 （注2）「幼稚園」は対象外です。 （注3）「2親等以内の血族」に該当するものは次のいずれかです。 （1）実父母および実祖父母 （2）兄弟姉妹（両親の一方が実父・実母であること） （3）配偶者および実子等 ※健康面で不安がある場合には事前にご相談ください。 |
| | 看護学部 | - | - | ・小論文（800字以内 50分） ・面接（10分程度） | 小論文および面接の総合 成績で判定 | 次の1から3の全ての条件を満たす者。 1.高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成31年3月卒業見込みの者（四條畷学園高等学校3年生は対象外）。 2.本学のアドミッションポリシーを十分に理解し、本学を専願とする者。 3.次のア、イのいずれかに該当する者。（注1） ア.四條畷学園の「小学校」「中学校」「高等学校」「短期大学(平成31年3月卒業見込みの者を含む)」（注2）のいずれかを卒業した者。 イ.受験者本人の2親等以内の血族（注3）が、四條畷学園の「小学校」「中学校」「高等学校」「短期大学」「大学」（注2）のいずれかを卒業した者。または2親等以内の血族が四條畷学園大学に在学している者。 （注1）出願資格に該当する者の情報を入学願書裏面の同窓会特別入試欄へ記入してください。 （注2）「幼稚園」は対象外です。 （注3）「2親等以内の血族」に該当するものは次のいずれかです。 （1）実父母および実祖父母 （2）兄弟姉妹（両親の一方が実父・実母であること） （3）配偶者および実子等 |